

令和 4 年度事前協議における各医療圏の公募条件

○横浜二次保健医療圏

- 1 回復期機能または慢性期機能を担うもの(表1)とする。
- 2 新興感染症等の感染拡大時に陽性患者の受入医療機関となることを前提とし、ゾーニング等の観点から活用しやすい病床を新たに整備する場合は、病床機能に関わらず特例的に配分を検討する。
- 3 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とする。

(表1) 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

回復期機能	地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期機能	療養病棟入院基本料 有床診療所療養病床入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

4 配分に当たっての考え方

(1) 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価して行う。

- ア 地域の医療需要との整合性
- イ 地域医療連携に係る調整状況
- ウ 運営計画(人材確保計画、資金計画)の実現性
- エ 整備計画(土地確保、建築計画)の確実性

(2) 病床は、以下の点を要件として、配分する。

- ア 病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
- イ 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
- ウ 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

○相模原二次保健医療圏

- 1 病床機能区分は、回復期を担うもの(表2)とする。

(表2)

病床機能	診療報酬上の入院料等
回復期機能	・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料

- 2 相模原市内の既存の医療機関の増床を優先とする。

3 配分に当たっての考え方など

- (1) 病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
- (2) 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
- (3) 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。